

南直隸常州府武進県の一条鞭法（一）

川勝, 守
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24547>

出版情報：九州大学東洋史論集. 10, pp.132-152, 1982-03-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

南直隸常州府武進県の一条鞭法(一)

川 勝 守

目次

はじめに

一 嘉靖間における税糧徴収の改革と

税糧面での一条鞭法の創行

二 嘉靖—隆慶間における徭役制の改革と

十段法の施行過程

はじめに

一六世紀、明後期に成立する一条鞭法が、兩税法以来の一大税制・徭役制度の改革であり、その後清代より民国に至るまでの税制の基本的骨格を形づくったものであること¹は大方の認めるところであろう。ところで、明代の一条鞭法が、古来、例えば『明史』食貨志などで言われるように、徭役(銀)を土地税の中にくり入れて土地税と徭役とを一本(一条)にしたものでは断じてなく、単に土地税、徭役それぞれの複雑な諸項目、諸内容を整理合算し、地税・丁

税という形にそれぞれを一本化したものであるという²ことも、今日ではよく知られている。また、この一条鞭法による改革が当時における現実社会のいかなる要請に依じて施行されたか、あるいは、一条鞭法による改革の基本的内容を上述の通りとすると、それは改革としていかなる意義を持つものであったか、などの諸点についても、種々の議論があり、筆者もそれらに関して若干の指摘を行ってきた³。私論を含めて従来の諸説を再述することは止めるが、そのような所説によって、一条鞭法はどれほど明らかになったであろうか。冷静に考えてみると、研究の進展は甚だ遅遅としたもののように思える。

それは一つには対象の大きさによる。つまり一条鞭法が単なる税制改革でなく、徭役制の改革のほか、里甲編成やら、胥吏機構やらの凡そ地方行政の総てにわたる改革であったことによるためであり、もう一つの側面としては、一条鞭法が一件の法令によって施行された改革でなく、そ

れに先行する諸改革を含めて、極めて複雑な施行過程を有し、かつそれぞれの地域である程度独自に推進された改革でもあったということにもよるのである。また、一条鞭法の実施段階では、丈量や里甲編成の改革（例えば江南における均田均役法）などを併行していたという点も、一条鞭法の容易な理解を拒む要因であろう。してみれば、一条鞭法の今後の研究目標は、「法」そのものの具体的メカニズムの研究もさりながら、一条鞭法の施行に伴う種々の改革過程との相互関連性を大きな視野に入れつつ行っていく必要があると思われる。その点に関連して、先に小山正明氏が指摘した一条鞭法前後の改革によって、国家の支配、把握対象が「戸から田土へ」⁽⁵⁾変化したとみる観点や、小山正明、濱島敦俊及び筆者らが扱ってきた十段法―均田均役法の過程が郷紳的土地所有の展開を基軸とし、その主たる改革目標が徭役制における郷紳の優免問題にあったという理解など重要である。しかしながら、かかる諸観点、諸理解にしても、一条鞭法による改革内容やそれと密接に関連する一条鞭法体制なる国家支配の新構造などの究明は、まだ抽象論の域にあって、部分的理解にしか過ぎないのではないかという嫌が残る。そうした反省に立つて、筆者は先に一条鞭法の構造についての一試論を企て、かついささかの実証を行った。⁽⁶⁾しかし、それを読み返してみると、

南直隸常州府武進県の一条鞭法(一)

地域的には華北についての事例しか扱っていなかったり、また、江南の均田均役法を扱っても、それが一条鞭法施行とどのように関連するかなど、未だ十分な検討を経たものでないことに気付く。

本稿は以上のような残された課題について、それを全面的に検討するための予備作業として、一条鞭法による改革が、どのような社会階層の、いかなる政治・経済支配の具体的内容を持つか等について、江南、南直隸常州府武進県的一条鞭法を具体的に取り上げようとするものである。

一 嘉靖間における税糧徴収の改革と税糧面での一条鞭法の創行

万曆三十三年唐鶴徵等纂修の万曆『武進県志』巻四、錢穀二、徵輸、⁽⁷⁾国朝の記事によって、明中期（宣徳―嘉靖初）の税糧徴収の改革過程を跡付けてみよう。

宣徳六年（一四三二）、巡撫周忱が施行した綜核田糧法によって、蘇常等江南諸府の流民棄田、並びに豪猾が侵蝕し、累を細民に貽して税賦を代供しているものについては、各里毎に、強力な者五人、あるいは十人を選んで田甲に充て、棄田を分立してこれを耕やさせ、その賦を輸し、野に曠土無く、民は横征を免がれるようにした。次いで、宣徳八年には、水次倉を復活し、税糧徴収に当っての里甲、

糧長の私家横征を減じ、民の運送費用を二分の一減じた。⁽¹⁰⁾

次に、正徳初（十六世紀初頭）、糧長の編審方法を改定し、これまで連続して役に当ることが七、八年や五、六年に及んだのを止め、五年に一度、毎年一名を役につけることとし、これは嘉靖初まで行われた。さて、嘉靖初（年度不詳）には、青由法が行われたが、これは用紙一張、そこにあらかじめ甲、原田蕩、該税糧米、糧銀、徭（均徭）銀等を印刷しておく、里書に付して、徵冊に照らし、各々一紙を填記して、各人戸に分給するといったもので、これで多寡推除は一目瞭然、歳歳の新旧の増減もわかり、里甲や胥吏の那移欺隱の弊もなくなったという。しかし、本格的な税制改革は嘉靖中葉以後であった。万曆『武進県志』卷四錢穀二、徵輸、国朝の嘉靖十六年以後の記事を提示し、検討を加えてみよう。

嘉靖十六年、本府知府應稯、行併徵均則法。^(A)立春辦白糧法。先年各衙門細米分派人戸、書手任情高下。今令糧長、自行春辦。正耗春辦、皆出官贈、與民無干。諸糧長、輪甲編斂、不拘里長人戸、但係殷實、或一名、或申名。果係消乏之区、通融至鄰都止。一甲有數名可充者、亦許摘編抵數。立櫃頭。先年收頭將銀兩徑收、私家任意侵費。今令各縣置櫃、竅其上方、納戸于包封上自填姓名銀數、當官秤収、給票付照。不到者、不許

隸卒下鄉催擾、止令里排各催其甲。凡勾攝公事、專屬見年里長。復立青由法。與前稍異、一年一格、中有出賣田地、只從本戸作數。但買主不行認納告、遣每八月填給、十月至十二月、分爲三限、務在完足、而總由之制昉矣。

嘉靖十六年（一五三七）、常州府知府應稯が施行した併徵均則法とは、このころ、礼部尚書顧鼎臣が奏請し、常州の隣郡蘇州府で知府王儀が施行した丈量を併うところの官田民田一則化の改革を指すものであるが、それは(A)―(D)四種の改革を伴うものであったと考えられる。(A)春辦白糧法。従来各衙門で用いる細米（白米・精米）は各人戸に分派していたが、書手が手心を加える弊があった。そこで春辦Ⅱ精米は糧長に行わせ、正米耗米の春辦分の目減りは官の負担とした。(B)糧長は甲をめぐって編斂し、里長人戸に拘らず、殷実戸をあてる。(C)櫃頭を設置する。各県に納税用の櫃を置き、その上方を竅^なあけ、納戸は自分で封じ、姓名銀数を填記して投入し（自封投櫃）、係官は銀を秤って収め、納税票をわたす。自封投櫃を行わない者に対しては、県の衙役が下郷することを許さず、止だ里長らとその甲の催促を行う（ここでは里長の徵税責任がなお継続されている）。最後に(D)青由法を行う。これも前の嘉靖初年のものを継承したものであるが、前とは異

なり、一年一格、中間、田地を売却することがあつたら、本戸の申告による。もし買主の申告がない場合、八月に青由を給し、十月から十二月の間を三限に分ち、納税させる。以上が四種の改革である。次に、嘉靖十七年には、

嘉靖十七年、立解銀法。以前錢糧、各房科該卷自行起解。

自無錫縣吏郭子新、交通府吏周爵、僞帖下縣、盜支庫銀一千五百兩、却將別項、批文洗改、遷就批廻。該蒙

巡撫歐陽鐸牌稱法、因弊立事宜、類從所據、收支合歸一房取解。合有叅驗、特做勘合之例、立爲號紙之法。

各府照所屬州縣、各摘一字爲號、每屬號簿一様二扇、

號紙一様二張、差人赴院、印發領回。號紙發縣則簿存府、

號紙存府則簿發縣。府以是號行取、縣以是號起解。若

有未完、則停本號以待完日、仍查照填批。號紙用盡、

赴院再給。

嘉靖十七年には解銀法をつくつた。以前の錢糧は、州県の各房科の書類には衙門負担の起解となつていた。ところが、無錫県胥吏の郭子新が府吏の周爵と交通して、帖を僞つて県に下し、庫銀一千五百兩を不正に支出し、却つて別項で補い、批支はきれいに収め、ついで府からの承認書も入手した。そこで節該せうがい、南直巡撫歐陽鐸の牌称法を蒙けて、弊に因つて事宜をつくり、同類を取りまとめ、収支は県衙各房の一房の取解に帰した。さらに勘合の例に倣い、号紙

の法を立て、各府は所屬州縣ごとに一字を摘して、号簿、号紙をつくり、それぞれ府と県とに相互に保有して參驗に便にした。

嘉靖十八年、巡按舒汀、定火耗例。照得、蘇常等府所屬州縣徵收解京各項錢糧、原經巡撫歐陽鐸會計書冊、

每銀一兩帶收火耗一分、以爲煎銷等用。今訪所屬徵收投櫃銀兩、雖有一分之名、及給煎銷、或給與三厘、或給五厘、多不過六七厘。每年收銀數萬、以千兩計之、

則該扣銀五七十兩、不知作何公用、或見貯庫、擬合查報、總計歷年若干、扣存若干。今後火耗、每兩仍照一分帶收、

止將五厘、給與銀匠煎銷鉛炭之費、其餘五厘、扣存在庫、應否登記循環。凡有公用申請動支、或每兩減徵火耗五

厘、應否改正書冊。作速議處呈奪、隨據武進縣糧長連

名呈稱、本縣額徵各項起解官銀、除解扣贈錠外、另有

鉛炭火耗銀一分、自十六年議編書冊、贈錠解扛火耗、

盡皆革去。

嘉靖十八年には、巡按御史舒汀の処置で、火耗例が定められた。それは、巡撫歐陽鐸の會計書冊によれば、銀一兩ごとに火耗銀一分（一％）を帯收し、それを煎銷等の費用にするものであった。しかし、実際には火耗一分といつても、煎銷用には、三厘、五厘、多くても六、七厘にしかな過ぎず、毎年收銀は千兩とすれば、五、七十兩が扣存（余剩）

となり、その使用用途が決っていない。そこで、今後火耗銀は毎兩一分としても、実際には半分の五厘だけを帯収して、銀匠の煎鉛炭火の費用に当て、残りの五厘は扣存して庫に貯える。続いて武進県糧長の連名の呈(上申書)によって、本県額徴の各項起解官銀は、解扛贈錠銀を除き、別に鉛炭火耗銀一分とすることが決められたが、嘉靖十六年より、贈錠解扛銀火耗銀は尽く革去された。さて、嘉靖十六年以降の解銀に伴う煎鉛炭火耗銀の数目額数について、上文に続いて、

(A) 止存京庫金花銀二萬二千五百五十五兩三錢有零。每兩煎鉛炭火耗銀一分、數内又積爐底銀二厘六毛、貯庫止存銀七厘四毛。銀匠支銷鉛炭工食火耗銀六厘、實存銀一厘四毛、共銀三十一兩一錢七分。

(B) 其餘折充穀草・公侯俸錄本折布疋、揚州・淮安・鳳陽・壽・亳等州縣塩鈔・馬役等銀、共該五萬八千五百五十八兩六錢零。亦俱煎鉛炭錠鑿字、起解各衙門交納、俱無火耗、糧長自行出辦。銀匠鉛炭工食火耗銀六厘、共該銀三百五十一兩三錢。

(A)の計算は難解で、確答が得られたわけではないが、一つの考え方として、毎兩煎鉛炭火耗銀が一分、その内訳は積炉底銀二厘六毛、貯庫止存銀七厘四毛である。また、貯庫止存銀七厘四毛は、銀匠支銷鉛工食火耗銀六厘に用い

られ、残りの実存銀は一厘四毛であるというが、試みに、計算してみると、

止存京庫金花銀22555. ^①3 × 0. ^②0014 = 31. ^③57742

となり、ほぼ該当する額数が得られる。

(B)についての該銀計算は明解であるが、ここでも、銀匠鉛炭工食火耗銀は六厘である。右で、起解分については火耗銀がなく、糧長が各自出弁すべしとあるが、これが先述の嘉靖十六年より増錠解扛銀(銀錠輸送費)の火耗銀革去に見合う処置の叙述であることは明らかである。

右で火耗銀の詳細が知られるが、それは銀を煎鉛して銀錠(いわゆる馬蹄銀)とする際、炉にこびりついたり、消耗したりする分のほか、職人たる銀匠の鉛炭費や工食銀なども含むものであった。しかし、かかる火耗銀の存在はやや複雑な内容を持っていたようである。さらに、続文には、

一縣起解銀兩、以十分計之、有耗者不及三分。無耗者七分有餘。累賠之苦、不敢陳訴。伏乞備查舊規、或將起解兩京銀兩、一例每兩、俱與鉛炭工食火耗銀五厘、或仍照書冊、止給金花銀每兩一分。庶得上下適中、等情。

隨該縣知縣徐良傳、看得、火耗之名、本爲銀匠煎鉛鉛炭工食費用、而設遞年、止自糧長、自與銀匠、兩平交易。中間縱有增減、官司不復與聞、若欲扣存別用、恐非立名初意。且糧長乘此、益將勒收加贈、不止火耗。合無

將前京庫金花、每銀一兩、帶微火耗一分、止于內減去四厘、改正書冊。其餘炉底積出等項名色、盡行革去、以甦民困、永爲例。

とあつて、火耗というような問題がある部分ゆえ、糧長それに銀匠などの不正が働く余地があつた。火耗の名は、煎銷鉛炭費（燃料費）や銀匠の工食費等に因つたが、糧長が銀匠と互に交易して縦に増減をなし、また、加増（手数料）を勒収した。そこで知県徐良傳は糧銀一兩毎に火耗一分とあるのを四厘減去し、炉底積出分などの名目を尽く革去した。次に嘉靖十九年、

嘉靖十九年、知縣徐良傳、定二等編審。看得、天下錢糧莫重于蘇常、天下差役莫難于糧長。一區錢糧、多或萬石、少亦不下四五千石。非財力有餘者、不能担当。設使就甲編僉、一甲之中、有殷實得過者、固無不可苟無其人、強取彼善于此者、遷就編僉。是以重大之任、而負于羸弱之人、鮮有不顛且仆者。莫若通區揀選、稠人廣衆之中、庶有積蓄殷富之家、或可奉行也。已呈蒙巡撫夏邦謨批允、遵將槩縣糧里、該區堪充人戶、分爲上中二等、丁田多而殷實者、爲上、丁田多而不甚殷實、及雖殷實而丁田多者、爲中。照舊一區、分爲二角、或一名獨當、或申名朋當。定立分數、親筆填註照冊、每年每區正副二名、一年一換。

南直隸常州府武進縣的一条鞭法(一)

これは、糧長選充方法の改定であるが、対象を丁田多く殷實な家を上等、丁田多くも十分に殷實でない家か、殷實であるが丁田の多くない家の兩者を中等とする二等編審をを行い、また、一區を二角に分け、それぞれに一名の獨當（獨充）、或は数名の申名朋當（朋充）とした。このような選充方法こそ明末以降の一般的にみられる方法であることは確認しておくべきである。ただし、ここでは、丁田が基準として重視されている。しかし、嘉靖二十四年になると、

嘉靖二十四年、糧長周澤等呈、請行自運。據稱、本縣錢糧數多、遞年不行依期完納、改累糧長賠贖、破家蕩產。呈乞准其自運等因。續奉府帖、本府同知唐、通提五縣查審、其間有家資贏餘而田畝無幾者、亦有田去糧存而家道消乏者、又有一區之中殷實頗多而僉點不盡者、又有一區俱各丁田寡少不堪應役者。本府與各知縣、封閉空間公所、公同審點。大分取其田畝數多、間亦取其家財殷實、或撥此區之有餘、以充彼區之不足。止惟公平、不避嫌怨。每區編充正副五名糧長、姓名文冊、關府轉呈批允。於時各縣原編五年糧長、俱已役過。議將前項大戶某等、審編在官、照依糧長逐年輪流、認役自運、庶免該區糧長賠贖之弊。

とあるように、武進縣糧長周沢等の請願で、解運費用の負担と徴収税糧の未納分の負担とを糧長に割り付けるのを罷

め、糧長の自運にすることが決定したほか、区ごとに正副糧長五名を編充した。また、原編五年糧長とあることから、十年十甲を半分に分けて、五年ごとに一年(逐年)間糧長に編充したことがわかる。

次の年次の記事は、約二〇年経った嘉靖四十五年(一五六六)である。

嘉靖四十五年、知縣謝師嚴、立徵糧一條編法。先是、夏稅秋糧派徵項款繁雜、設有縣總、分派其間、不無暖急。縣總陰操其權、與各糧長爲市、以致侵欺賠賍不均之甚。不惟糧長率至破家、而積逋亦無由追償、徵輸之弊于斯極矣。至是悉燭其弊、盡革縣總之分派、不問緩急、總征在官、悉令貯庫。時又立總由、以嚴比較。設直總、以督里甲。分收解、以平苦樂。均官民、以杜那移。製實徵冊、以防隱漏。皆前所未有。吏胥無欺剋之權、里甲無逋負之竇。糧長得以有其家身者、皆自此始也。其總由給當年總催、里長製做青由、而所載則一圖十甲、丁田銀米之數。如某甲丁田若干、算共該糧徭銀米若干、分定限次、每限應完若干。註其定數已完若干、未完若干、空其款數。時一開徵、即將總催、隨比隨註、查對嚴追。今法雖與謝同、而下之奉行、則不及遠甚矣。

とあるが、嘉靖最末年の年、徵糧一条編法が施行された。これは税糧面的一条鞭法であるが、万曆『武進県志』卷三

錢穀、里徭によれば、後述のごとく、武進県での徭役面的一条鞭法の創行は隆慶四年(一五七〇)であつて、同県もまた税糧面での一条鞭法の創行が先行したことが知られる。さて、右の嘉靖四十五年の徵糧一条編法の内容であるが、これまで夏稅秋糧の派徵の項目は繁雜であるため、県總の役を設けて、そこに分派を行ったが、県總は陰に權を操り、各糧長を動かして、侵欺を行った。しかし糧長らには賠償の責任があつて、そのため破家する者が多かつた。そこで弊害の是正のため、県總の分派を革め、徵收期の緩急を問わず、全税糧を、一括徵收(総征)し、悉く庫に貯える。次に、総由なる伝票をつくつてひき合せを嚴にし、直總を設けて里甲を督し、収(納)と解(送)を分つて苦樂を平らかにし、官田、民田(の徵收率)を均しくして等則那移を杜ぎ、実徵冊を製造して隱漏を防ぐといった新制度を施行した。その総由は当年の総催に支給し、里長が青由を複製する。そこには一図十甲、丁田銀米数が記載され、某甲、丁田若干、計算額の該糧、均徭銀米若干、分定限次、限のごとに応完若干、その定数の已完若干、未完若干などをその項目の空所に填入するといふものであつた。

実は、嘉靖四十五年の武進県知縣謝師嚴の徵收一条編法には、万曆武進県志の編者の一人唐鶴徵の詳細な註記がある。これは武進県的一条鞭法を知る上で大いに参考になる

ので煩を厭わず引用してみよう。
まず、税糧内各項款の一条化について、

唐鶴徵曰、税糧之中、款項甚繁、除本色外、有金花・
義役・穀草・公侯俸祿、本折布疋、揚州淮安壽寧等州
塩鈔・馬役等銀、以時加増、則又有練兵、有大工、有
貼役、總之皆征於秋糧者也。自隆慶以前、各以分數、
派之糧長。總十分爲率、如金花居十分之幾、各項各居
十分之幾、則亦無論糧長收之多寡、而各十分之幾爲金
花、幾爲各項、法非不善也。

とあり、本色税糧の外には、税糧範疇としては金花銀、義
役銀、穀草、公侯俸祿の本色折色布疋、揚州淮安府壽州毫
州等の塩鈔(戸口食塩鈔?)、馬役等銀があり、その他練兵・
大工・貼役などの附加税、臨時税も一切秋糧に帯収されて
いた。隆慶以前(すなわち嘉靖四十五年)より、全体を十
分とし、金花銀が何割か、各項が何割かの割合を決めるこ
とにした。

次には、上述のごとく、嘉靖四十五年に県總分派を革め
たことについて、

然朝廷所需有緩急、故有司起解有遲速。其數浩繁、有
司不能一一親爲均派、不免設縣總以司之。于是、縣總
得以操其盈縮而遲速之矣。糧長之奸猾與之通者、則可
緩者常多、而當急者常少、甚而全不派其急者有之。其

南直隸常州府武進縣の一条鞭法(一)

純實而不與之通者、則當急者常多、而可緩者常少、甚
而全不派其緩者有之。急者常多、以至全不派其緩者、
則所以常不足充其所解。於是乎、出已實以補當解之數。
當解之數完、則有司之事畢矣。孰能更爲追征、以償之乎。
補之少者費産、補之多者傾家。是不與縣總相通之累也。
緩者常多、以至于全不派其急者、則所以常不必辨其所
解。于是乎、以官錢爲妄用之需。妄用日久、則侵欺之
物盡矣。何以抵補原數而完官乎。侵之少者、全産猶或
可償。侵之多者、傾家則已無及。是與縣總相通之累也。
然欲侵欺錢糧之輩、率非給營積貯之人。其所妄用者、
非特衣飾飲食、淫蕩賭博、靡所不爲而已。始而欲縣總
之爲奸也、則爲縣總所勤、視其人之奸愚、爲所勒之多寡、
二八分者有之、三七分者有之、中分者有之。而輸納者
又因其所需之急、不復望數之完也。常以半銀抱利而易
全串、則是有侵欺百金之名、常不通五六十金之實、既
而有司之攝也。力不能盡完、所負則身不敢自對公庭。
今日勾稽者、至附一二十金以完官、明日勾稽者、至附
二三十金以完官。而別賂吏胥、以緩其餘者、又稱是焉。
而勾稽者、且計其所負、尚多不敢以証之官也。又多以
所附爲己利、則是陸續所出者、或浮于百金之外、而侵
欺未完者、常盈其百金之數。此輩之喪身亡家、誠不足
惜國課、亦何自而完也。自上虞謝侯、至始革縣總、一

例征之、不問其孰爲急、孰爲緩、収之小民、即貯之官庫。雖奸猾者、不得擅之以浪費。有急則解不問其糧長之該出若干也。緩則貯官庫以俟。雖純實者、不必傾貲以豫補。と述べる。まず、県總設置の理由は、先には単に夏秋糧の派徴項目が繁雑であつたというだけであつたが、ここでは朝廷が必要とする税糧物品には徴収時期に緩急があり、従つて州県から起解するにも遅速があり、数も浩繁で州県では一一均派することができない。そこで県總の役を設けて、これに請負せたと具体的な理由を挙げている。しかし、県總は税糧物品を盈縮し遅速させた。糧長は県總と結ぶことで急で重い負担を免れ、緩い負担を受けようとした。糧長には賠償責任があるので、費産傾家する事態が生じた。糧長と県總が相通じて錢糧を侵欺しようとする輩は、率ね経営積貯の資産家でない。その妄に用いる目的も、特に服飾飲食に奢らうというだけでなく、淫蕩賭博等何でも行うものである。さらに、県總の奸悪ぶりのうち、下からの勒索について、下の人の奸愚に依じて、勒索が二八、三七、半々というように割合を決めたという。次に、錢糧を侵欺した場合に、有司の追摂(追徴)があるが、それも半銀すなわち五割の弁済が相場であるし、今日の検査では一、二割、明日では二、三割というように早く手を打つほど利があつた。また吏胥に賄を使い、「急」の税糧物品でなく、「緩」

の税糧物品を割り当ててもらふ必要があつた。嘉靖四十五年謝知県の県總改革では、その分担負請を革め、急緩の差なく、一例征徴しようとするもので、一たん州県衙門の庫倉に入れ、しかる後、緩急の差に応じて解送しようとするものであつた。

次には、糧長制の改革について、始而糧長之収也、有厥經、一毛不得以小民既納之數、爲小民拖欠之數。既而縣庫之貯也、有庫収、一毛不得以糧長既完之數、爲糧長未完之數。江南十餘年來、糧長之所以不至破家、國課之所以不至虧損者、職此故也。説者謂、其病有二、曰、已征在官、偶遇蠲免、賊吏得以竊而有也。一槩混征、雖有蠲免、小民不得以知其數也。一時總征、民力且有不堪也。嗟夫是俱槩其名、而未觀其實也。夫征收有厥經、以防糧長所収之不盡報官也。防縣官収之而不盡報于上司、則令府縣各印、一厥經俱給之糧長。糧長一有所入、即兩註之、隨収隨註。収完之日、一以繳府、一以繳縣、則銀雖在縣、數常在府。収銀者不能昧數、據數者不能取銀、又何慮其入于賊吏也。況江南監司、故多查盤。如織侵匿在庫之銀、或者非禦人於國門之外者不爲也。欲小民之悉知其數、以蒙蠲免之惠乎、則于青由之中、細分其款。某款該銀若干、今蠲免若干。某款該銀若干、今蠲免若干。人執一紙、

則人得一數、何疑其昧于蠲免也。以一時弊征、虞民力之不堪乎。夫有餘之家、不待言矣。不足之家、其所需以辨糧差者、不過待其田之所入、其田既入、則辨之而已。雖稍遲之、亦未必別有所入也。苟欲寬之、則定以殘歲十一月完米、新歲二三月完銀、則上不悞有司解銀之期、下不失小民賣米之候矣。況江南未變法之先、糧長亦何嘗不勒小民以銀米齊完乎。惟先年爲有司者、但恃彌縫不爲實事。徵糧之初、宜徵小民也、惟比較糧長以索完呈、則小民奚畏而輸之糧長。起解之時、宜追糧長也。惟比較總部以速批廻、則糧長奚爲之而輸之總部。蓋惟知追糧長、追總部之省力、而不知爲糧長、爲總部之煩難。所以有報完之名、多累賠之實。況加以迎送、使客花段、下程之妄費、與供應有司飲食衣服之橫需。故一編糧長、無家不破。謝侯又能立法嚴比、使納戶不敢更負升合、潔已奉公、而、差用不及絲毫。及今延之、雖時有補救、皆良法耳。

糧長が稅糧物品を民から收め、こめぐら 廩くら に入れる際、民の既納の数を拖欠の数とすることはできず、また、県庫に納銀する際、糧長の既完の数を未完の数とすることはできない。江南で十余年来、糧長が破家し、国課が虧損する所以も、それらの点に關つて、會計手続の矛盾にあつた。なお、説者はその病に二ありとし、一は徵收済み方分、蠲免（減免）

南直隸常州府武進県の一条鞭法(一)

があると、不正を計る賊吏が懐に入れることであり、二は稅糧を一括徵收すると、蠲免があつても、民は減免対象を知り得ないし、一時の總征は民力の堪えられないものでないという点を指摘する。稅物取立て方の征收と、それを倉庫に収蔵する厥経の二契機に、糧長は弁済責任を負わされて破家に至る。糧長破家の原因は右文の終り近くには、累賠責任を負わされたことのほかに、州県正官の就任退任に際しての迎送費、中央派遣官の花段こめぐら・下程せんべつの妄費と、地方官を供応接待するための飲食・衣服の横需などが糧長の負担になつていたことをあげる。嘉靖四十五年の謝知県の變法では、立法嚴比、青由等の納稅伝票の活用、稅物税金收授の確認つまり胥吏等の中間收授の防止に力点がおかれていた。が、それが絶対的な効果をみせるだけの制度改革であつたとは、右の史料文からは窺えないと思う。

次の記事は万曆元年の督糧參政舒化の条議のため、本項の叙述を一たんは終える。

二 嘉靖—隆慶間における徭役制の改革 と十段法の施行過程

万曆『武進県志』卷三、錢穀一、里徭によれば、嘉靖以前では、

正徳間、本府同知馬、議將通県田地、均分十段、別造

十段文冊、毎年編審一段。初甚便之。而後造冊之時、富民巧爲規避、人戸消長參錯多、有產去差存者、訟牒紛紜、官民病焉。

とあるように、正徳年間(一五〇六一二)に一県の田地を十段(十等分)とし、帳簿六冊を作り、毎年一段分に徭役を課す、いわゆる十段法が創始された。しかし、この法も、造冊時に富民が土地買売に乘じ不正を働き、産去差存の状態が生じた。

次に、嘉靖元年(一五二二)では、

嘉靖元年、巡撫羅、議將里甲・均徭俱行三則編審。以家資富盛及丁田居上者爲上戸、丁田數少家道頗可者爲中戸、丁田消乏者爲下戸。某項徭役重大、合派上三則人戸。某項徭輕省、合派中下人戸。一戸或編一差及數差、或數戸朋一差、務期酌量貧富、定擬差役輕量適均。是年、查照上年額編里徭、併當年增添南京操江水手八名、每名該銀壹拾貳兩、後湖庫匠一名、該銀捌兩壹錢、編差一千六百六十七役、該銀壹萬壹千參百壹拾五兩壹錢。其後增損、即以該年多少爲加減。銀差銀移付禮兵等房、定點收頭。徵收支解、各役赴該直衙門應當。

とあり、巡撫羅某が里甲銀・均徭銀差ともに三則(實際は九等、もしくは三等九則)編審を行い、徭役重大なものは家産富盛で丁田多い上戸に、輕省なものは中下人戸にか

けるようにした。一戸で一差もしくは數差を受ける場合もあれば、數戸で一差を朋充することもあり、務めて貧富を酌量するを期し、徭役負担の輕量適均を得るとした。徭役科派の實際は、上年(前年)額編里甲・均徭兩役銀のほか、本年増加の南京操江水手八名、每名該銀十二兩、計九六兩、後湖庫匠一名、該銀八兩一錢、合計編差一千六百六十七役、該銀一万一千三百五十五兩一錢。その後の増減變動は該年里長の多少で加減をなした。銀差銀は県衙門の礼房・兵房二房に移關し、收頭を定點した。徵收・支解の各役は直接衙門に召集して応當した。ただし、收頭の役割など不明な点が残り、後年の記事を検討しなければならない。

ところで、嘉靖元年の徭役制については、同県志、卷三錢穀一、擴造黃冊に、

嘉靖元年本府帖、遵依戸部勘劄内事例、概縣里書冊報、各該圖人戸丁田、送縣掌印官。諭令各鄉里老・排年・里書人等、挨都順圖赴審。中間、果有里長傾乏、即取本甲下股實人戸、頂補里長。仍補本甲爲甲首。如無股實人戸、別甲摘取。後有該圖里長逃亡而甲首不盈數者、亦在隣圖多餘人戸内提補、務充原額之數。審定親註底冊、并取人戸親供、發仰各該里書、遵造原委管冊、官員督率催併。其合用府縣冊紙張筆墨、并解冊什物・盤纏扛夫等項、本縣議申、本府轉申、撫・按明文、仰照

正徳七年事例。查該年田、除重則每畝伍斗以上糧額、及例該優免之家免派外、其餘實在丁田、盡數計算、每人一丁、每田一畝、各出好錢壹文。每錢柒文、折銀壹文、發仰舖戶、買辦紙張什物諸費。

とあるが、右の事例で里甲編成の改変の内容は二点、すなわち(A)里長・甲首欠亡の場合の補充方法、(B)黄冊のほか府県冊等に必要な紙・筆墨や解冊什物・盤纏扛夫等の費用の徴達方法の二点である。このうち、前者(A)は必ずしもこの時新たに規定された内容でなく、既に明初洪武二十四年の攢造黄冊格式にみえるものである(なお、洪武二十四年格式にあつた畸零戸の規定や不許將別都人口補贖の規定は嘉靖元年の規定にはない)。ただし、(A)の規定が嘉靖元年に再確認されているとも考えられ、再確認という点でも何か意味があるのかも知れない。それにしても、一条鞭法施行の直前の時期でも、なお里甲編成の堅持が示されている点は注目しておく必要がある。しかし、右の嘉靖元年の記事でより重要な改変内容は後者(B)の点である。すなわち黄冊等攢造の費用が每畝五斗以上の重則糧額田(官田相当)、及び優免戸の免派田を除外して、その余の一州県の丁と田とに、每人一丁、每田一畝それぞれに、銀錢を割り付けようとするもので、この方法は部分的であれ、一条鞭法の科派方法と軌を一にしたことが確認される。なお、この方法

南直隸常州府武進県的一条鞭法(一)

は既に正徳七年(一五一〇)の事例に始つたことも知れる。さらに、同『武進県志』攢造黄冊によれば、

嘉靖二十一年、審圖攢造、與先年事相同。其用京府縣冊紙張筆墨、并解冊什物・盤纏等項、本縣知縣徐良傳、議得、本府造冊紙張、舊規、查照丁田出辦、每民田壹畝、人丁一丁、各出好錢壹文、以爲均平。但田有多寡、戸有貧富、槩該出辦、不無遍擾。況田有官民、戸有官戸、又應除免不無影射。今據里長多係有力之家、兼得甲首之力、使十年造冊、出銀貳錢、亦不爲過。但俾得科歛甲首、則其遍擾之弊、比之丁田出辦、尤爲甚矣。後照蘇州府、將造冊紙張、行令各縣、每里排年、各出銀貳錢、嚴禁科歛甲首、備由、申、府轉申、巡撫都御史夏邦謨、依擬行。

とあつて、嘉靖元年の(B)の内容は、同二十一年に再確認されるが、里長が甲首を科歛しないために、排年里長に各々銀二錢を出させることとした。しかし、この点は後述するように新たな問題を孕んでいたが、ここでは触れない。

さらに、年次が前後するが、同県志卷三錢穀一、里徭の嘉靖十一年の条には、

嘉靖十一年、巡撫陳、令一應庫貯紙佃贖等項銀兩物件、每歲于均徭人戸内、審編庫子収掌。(割註)此後、編庫役之始。先是嘉靖元年、俱責架閣庫吏經収。庫役

于均徭第一弊政、不得不另詳具其革復。

とあつて、均徭人戸内に庫役たる庫子を審編した。その沿革は嘉靖元年の架閣庫(帳簿・文案を収める)庫吏の設置に求められるが、後均徭役第一の弊政となつた(後述のとし)。

次には、嘉靖十四年の里徭の記事で、

嘉靖十四年、知縣馬汝彰、據里書開報、輪審人戸丁田數目、到縣對覈徵・黃二冊、多有奸民賄通里書、以田地那前移後、花分詭寄、潛避差役。今議將槩縣官田壹千參百九拾陸頃陸拾貳畝柒分、每五畝折民田壹畝、共折民田貳百五拾九頃參拾參畝五分、實在民田壹萬貳千九百五拾捌頃捌拾壹畝肆分。山蕩柒百五拾肆頃柒拾捌畝、每拾畝折民田壹畝、共折民田柒拾五頃肆拾柒畝捌分。人丁拾貳萬肆千三百九拾捌丁、每丁折民田壹畝、共折民田壹千二百四拾三頃九拾捌畝。四項共折民田壹萬肆千五百五拾柒頃五拾九畝柒分有奇。內除第壹年貳年審過外、民田壹萬壹千陸百肆拾陸頃柒畝柒分九厘貳毫。書爲捌年、每年輪民田壹千參百拾陸頃柒拾五畝九分柒厘肆毫五絲、撰造文冊、刻之石碑。每年以一段編畝此所謂十段冊也。

これは所謂十段法⁽¹⁴⁾についての記事であるが、里書が開報してくる人戸の丁田數目の徵收冊には、那移、花分、詭寄

などがあつた。そこで、槩県官民田地等と丁數とを折畝制⁽¹⁵⁾、及び丁田准折制⁽¹⁶⁾を用いて、すべて民田數に換算し、一県を十等分(十段)して毎年一段に均徭役を割り付けたというものである。右では十段法といつても、既に折畝制と丁田准折(丁を田に換算する。ここでは一丁＝民田一畝)とが施行されていることを確認しておこう。

次には、嘉靖十六年、知府応標が里甲・均徭兩役を議立するとあつたが、これは「通編里甲均徭法」とよぶものであつた。その説明には、

議曰、力併則易疲、事分則易辨。里甲・均徭、分爲一事、凡以便民也。奈何本府田糧每歲推收、奸徒得以計避。申蒙本院議准、通縣算編、則其事分、其力愈省矣。但里徭有異而丁糧無二。若仍二次編審、亦不免於煩擾。今將各項合用數目、摠會而併徵之。仍查照舊額、各以類分。法雖簡而實不廢也。其見年里甲、每里出夫一名、專一投遞、及不時做工而已。官吏人等、俱不得免。編派法見後。

とあり、里甲銀と均徭(銀差)とはもともと別の二系統のものであつたが、(その科派の基礎となる)丁糧は別のものでなく、もし、里甲・均徭ごとに二次の編審を行えば煩擾を免れない。そこで、今里甲・均徭の各項合用の數目を總て合算して併徵する。しかる後、里甲・均徭の旧額によつ

て、分類する。また、見年里甲は、里毎に夫一名を出して里役につかせるというものであろう。その割付けの具体的方法は、県志里徭の本文に、

里甲、槩縣共計丁式拾五萬五千陸百肆丁、民田地壹萬式千九百陸拾頃陸拾參畝肆分捌厘壹毛、該銀壹萬捌千五拾陸兩五錢捌分九毛。每壹丁編銀五分。每畝田編銀陸厘。官田地糧重、灘蕩塘利輕。俱合免其差徭。止論民田地與丁、計銀差派。

とあるように、里甲銀については、一県の丁・田額の総額で里甲銀総額を割算して、一丁当り銀五分、田毎畝当り銀六厘を算出し、それを総ての丁・田に均一に割当てようとするものであった。里甲銀の内容は、次のように分類される。

(A) 慶賀

- ① 本府歳進表箋每次紙割什物……………銀四兩
 - ② 撰写……………銀十兩
 - ③ 萬壽聖節例差府佐一員齎捧路費……………銀四十八兩
 - ④ 冬至元旦例差首領官齎赴南京礼部類進各路費……………銀十兩
- 共……………銀二十兩緡

(B) 祭祀

- ① 帛……………每段銀一錢五分
- ② 猪……………每斤銀二分
- ③ 羊……………每斤銀二分
- ④ 鹿……………一隻銀六兩
- ⑤ 兎……………每隻銀

南直隸常州府武進縣的一条鞭法(一)

- 五分 ⑥ 醢醢肉……………每斤銀二分
- ⑦ 鮓魚……………每斤銀一分七厘
- ⑧ 醢魚……………每斤銀一分七厘
- ⑨ 祭酒糯米……………每石銀五錢
- ⑩ 細麵……………每斤銀一分
- ⑪ 黍稷……………每斗銀五分
- ⑫ 稻梁……………每斗銀五分
- ⑬ 醬……………每斤銀五厘
- ⑭ 醋……………每斤銀五厘
- ⑮ 白砂糖……………每斤銀二分
- ⑯ 赤麵……………每斤銀二分
- ⑰ 箆菹……………每斤銀三分
- ⑱ 菱米……………每斤銀七厘
- ⑲ 茨……………每斤銀五厘
- ⑳ 塩……………每斤銀五厘
- ㉑ 芹菹葱菜……………每斤銀
- ㉒ 蒔蘿……………每斤銀二厘五毛
- ㉓ 花椒……………每斤銀六分
- ㉔ 茴香……………每斤銀二厘五毛
- ㉕ 通宵燭……………每斤銀二分五厘
- ㉖ 中燭……………每斤銀二分五厘
- ㉗ 備燭……………每斤銀二分五厘
- ㉘ 棗栗……………每斤銀一分
- ㉙ 榛子……………每斤銀二分
- ㉚ 牙香……………每斤銀三分
- ㉛ 末香……………每斗銀一分
- ㉜ 庭燎……………銀三錢
- ㉝ 火柴……………銀三錢二分
- ㉞ 炭……………每十斤銀一分二厘
- ㉟ 降香……………十一炷銀六分
- ㊱ 芸香……………每斤銀三分
- ㊲ 栢香……………每炷銀五厘
- ㊳ 榜紙……………每張銀五厘

(C) 鄉飲

- ① 上卓……………每卓銀七錢三分五厘五毛
- ② 中卓……………每卓銀五錢二分五厘八毛五絲
- ③ 下卓……………每卓銀二錢六分七厘四毛

(D) 科貢

南直隸常州府武進縣の一条鞭法(一)

① 応天府場屋……………銀二百七十四兩五錢九分二厘 每年

帶徵銀九十一兩^{五分}

② 儒學歲貢……………每名銀八十兩 正陪送考每名銀三兩

③ 生員心試……………每名盤纏銀二兩 花紅酒席銀五錢

④ 舉人会試……………每名盤纏銀二十四兩 花紅銀二兩

⑤ 鄉會中武進士……………每名牌坊銀一百兩

⑥ 新科舉人進士花紅旗牌等項……………每名銀十兩

(E) 恤政

① 孤老……………每月支柴薪銀五分 歲支冬夏布一疋各銀

一錢五分

(F) 公費

① 本府新官到任合用家火

銀二十二兩

知府

首領并府学教授等官

祭祀公宴

每歲約解

② 府歲差部運白糧細米赴京府佐一員……………銀四十八兩

③ 四季奏報雨沢文冊……………銀十兩

④ 三月齋繳勘合赴戶部……………銀六兩

南京……………銀二兩

紙劄什物等項……………銀四兩

⑤ 三月歲報錢糧戶口文冊……………銀四兩

十一月差赴南京礼部告領曆日……………銀二十兩

年終齋繳清理軍戸文冊……………銀十兩

⑨ 課程農桑實徵歲報錢糧文冊……………銀五兩

⑩ 匠班文冊……………銀二兩

⑪ 歲用刑具……………銀八兩

⑫ 冬夏卓冊……………銀十兩

⑬ 朝覲造冊紙張什物工食等項……………銀一十二兩 路費銀

八十兩 首領官一員銀二十四兩 吏一名銀七兩 每

年該銀四十一兩 三年帶徵

⑭ 府歲考季考生儒紙花紅銀約……………銀五十兩^{五分}

⑮ 各縣新官到任合用家火

知縣……………銀十八兩

佐式官……………銀十兩

首領官縣学教諭訓導官……………各銀八兩

祭祀公宴……………每員銀五兩

⑯ 上司卷箱架打……………本県銀二十兩

⑰ 奏本氈包來板等項……………本県銀十兩

⑱ 冬夏卓冊……………本県銀十二兩

⑲ 門神桃符春牛芒神綵纒等項……………本県銀十二兩

⑳ 生儒考試花紅紙筆銀……………本県三十兩

㉑ 心紅紙劉使客下程鄉官正礼……………本県銀四百兩

②1 各項造冊紙割工食……每県銀十兩

②2 各県刑具銀……本県八兩

〔上司奨励官員礼物、俱于各上司贖贖銀内支用。府官

府辦、県官県辦、俱不許發累坊里陪補。〕

朝覲造冊紙張什物工食等銀共一十二兩 応朝官路費

銀六十兩 首領官二十四兩 吏一名銀七兩三錢三分

三厘三毛 毎年帶徵三十四兩(この項は②の再掲か)

②3 進籾米脚夫……一名銀八兩

(G) 備用

① 本県……銀九百兩

単価のみで総額の示していないものもあつて必ずしも十分に知りえないが、以上の里甲銀中では科挙学校関係の科貢や州県行政の運営費的な公費及び予備費的な備用などが多額であることがわかる。

均徭銀については検討を割愛するが、均徭力差の庫子の条の註記には、

知府應檟議、各縣庫子、本爲在官看守錢糧、今乃另說取頭、名實相違、奸弊多端。間或使之經手錢糧、又縱容于家收受、官不稽考、侵欺相尋、又有勒令供給買辦、若祗應、然其爲民病甚矣。爲照使客鄉官、已有正處、節奉院議、正爲此輩、其可復陷前弊而自取墨敗耶。武

南直隸常州府武進県の一条鞭法(一)

進縣加編參名、每名銀壹拾貳兩、俱于上等入戸審編、俱強正身承役、除稅糧自有糧長不與外、其紙米佃銀、還官入官贖物、并均徭里甲、該徵銀兩、俱當堂秤收、督令入庫。年終交代造冊三本、一本送縣收照、餘二本各執其一、官加印押爲記。

とあり、各県庫子は、本は在官して錢糧を看守していたが、今は別に取頭を設け、名実が相違ひ、奸弊多端。そこで、武進県では庫子三名、每名銀十二兩の役銀をつけ、俱に上等入戸の審編、正身承役とした。任務は稅糧關係が糧長の担当であつて、それと抵触しないようにするほか、還官入官の贖物や均徭里甲で徵銀したものを、俱に縣正官が秤取り、庫子に入庫させるといふものであつた。

次は嘉靖二十一年の記事で、

嘉靖二十一年、巡撫都御史夏邦謨劄付、……知縣徐良傳、議得、均徭一欵、十年一編、出銀雖多、而百姓有九年之空。一年一編、出銀雖少、而百姓無息肩之期。

沉田野細民、投櫃銀兩、或假手於見年之里長、或包納於積年之歇家、多收少報、美入惡出、其弊滋甚。不若先年十段冊、將槩縣丁田、分作十段、多寡之數、大畧相等。一年一段、較若畫一、可以革舊時那移之弊、可以免近年騷屑之患。官民兩便、經久可行也。

これもまた十段法施行についての記事であるが、注目す

べきなのは、田野の細民が納税する方法は銀両を(自封)投櫃するものであったのが、その後、或は現年里長の手を返りるか、或は積年の歌家(やどや)に包納(包攬)してもらうか、いずれにしても、現年、歌家らの中間に介在する者が「多収少報」。「(銀の)美入悪出」するかして、その弊害はいよいよ甚しい、と指摘した。これは、正しく一条鞭法施行後の明末清初の税制上の一大問題点であったが、それが既に十段法段階で指摘されていることも、重ねて確認しておくべきである。

次の記事は、嘉靖二十九年九月である。¹⁷⁾

嘉靖二十九年九月、巡按舒汀、爲革繁役以省浮費、以全名節。事仰將庫役通行革去、仍追原定役銀、供應公堂、紙筆硃墨之費、凡收支一應紙佃贖等項、責令架閣庫吏管收。再選殷實農民一名、監收看守。其吏農俱要本縣人氏、以便查盤。不許奸詭營充。如遇選撥務要的、當申府覆覈相同。撥發應役吏、以三年滿日交代。農民每一年一次更替。悉將收支贖開造、庫單一本、送掌印官、嚴查明白、方另選吏農民代役。是年十二月、巡按周如斗案驗、爲庫藏事。訪得……除額該庫官庫吏外、速將府縣庫役、照舊編僉殷實之家、務審正身應役。其原撥管庫吏農、悉令各照資格書辦、仍將經手銀兩、逐一拆封、秤對明白、交盤庫子看守。己後各府州縣、凡

収一應贖罰紙佃、俱要當堂如數秤收、掌印官查驗印封、發庫。如有各官私衙、仍令庫子供給等項、定行查究。各府縣一例遵行。

とあつて、嘉靖二十九年九月巡按の舒汀は經費節減のため、庫役を革去、その原定の役銀供應費、紙費硃墨等事務費から、凡そ一切の紙佃贖等項の支出は、架閣庫(前出)庫吏に管收させた。そのほか、再び殷實農民一名を選んで庫收を監督看守させ、これを吏農といった。その後、この年の十二月、巡按の周如斗の庫藏の事には、定額内の庫官庫吏以外、府県の庫役は、旧編に照らして殷實の家を僉し、務めて正身応役とした。その原撥の管庫吏農は、各々資格に照らして書弁し、それが扱った銀両は逐一拆封し、明白を秤対して、庫子に交盤して看守させた。しかし己後は、各府州縣は一切の贖罰紙佃は、州県官が直接に数によつて秤收し、知州知県が印封を查驗して庫に入れる、とした。以上の記事には、税物もしくは官物を扱う倉庫の役が嘉靖年間の問題となつていたことを示しているが、さらに、嘉靖四十三年、四十五年にも継続して検討された。

嘉靖四十三年、巡撫陳瑞、查得、庫役專司看守、非供應役也。迺近來有司以庫子爲舖戶。有花段卓席之煩、有收支賄賂之苦。他如公堂拜見・紙筆・下程、各衙油炭・椅卓・日用果菜之類、無不取給焉。是以千金之家、

費八九百、不能當一年之役。累六七載、不能了一年之差。至于河下斗級供應、亦令庫役預借支給。是以一縣重差、取足于三四人一身。爲民父母、何忍虐使其子、至此也。今後各府州縣掌印官、庫子止令看守庫藏、不許仍前濫派及接受拜見公堂之費。果事有不得已者、動支官錢。禮有不可廢者、申明上司。與其虐取于民、孰若公出于官。與其歛怨于下、孰若分謗于上。違者重論究、不貸。嗣後并禁祗應。

これは庫役が従来、単なる倉庫番の役目だけに止まらず、州縣長官の接見費用、事務費餞別代、あるいは各衙門の油炭、椅卓、日用果菜の類までの供応費用と呼ぶべきものを負担して甚だ重役であり、それを革めて、単なる倉庫番の役に止めようとするものである。

嘉靖四十五年、知縣謝師嚴議、比解對支銀差舊額、有收頭、管徵放解。人事多逋、一時取用、頗累收頭。今革前役、即令見年里長、牌催輪審、人赴縣自納。間有不完、里長隨班比併、絕無拖欠。其南京各衙門等銀、編點中解戶一名、專司領解、不預徵收。力差徭戶編完、給帖付各役對支、別無分外需索。

これは、嘉靖四十五年に具總分派を改革した知縣謝師嚴が、それと密接に関係する收頭の役を革除しようとしたものである。ただし、その効果となると右史料からでは十分

に窺えない。

次には隆慶二年の記事で、

隆慶二年、巡撫林潤劄開、徭・里雖係兩途、丁田實出一事。故民間疾苦所係。惟均據嘉靖十七年書冊、出入有稽、未嘗不善。奈何法久弊生、或用坐派之類、仍編立空役。或因原議之太狹、私自加增。或經一事之中允、輒爲舊規。或以衝途之浩繁、另立名色。查盤之所不及書冊、至不相蒙。又如朝覲寶興等銀、三年帶徵、以供一年之用。導河夫備用等銀、節年常徵、以應不時之需。與凡一切不急之費、經收利其可緩、而任意侵那、官吏交代不常而漫無稽考。

とあるが、隆慶二年の巡撫林潤の劄子に、均徭、里甲の兩役は体系が異なるのに、丁田分から出ている点では同じといい、嘉靖十七年の書冊（実徵冊？）によって、出入に稽があつた。しかし、その後法久しく弊生じ、坐派（現地州県の均徭が里甲の科派か）のために空役を立て、原議の予算少ないものは加増があり、一事一時の認可でも旧規としたり、衝途の活繁な用事の場合、另に名色を立てたりした。また、朝覲寶興等の里甲銀は三年間帶徵して一年の用に供し、導河夫備用等の銀は毎歲常徵して不時の需に応ずといった改善を行った。巡撫林潤の劄子は、もう一つ追加があつた。

是年巡撫林潤又剗開、均徭者必丁田齊一、輕重得宜乃均也。今查十段冊、如丁田多而優免又少者、則人戸編銀即少、丁田少而優免又多者、則人戸編銀即多、以致規避成風、多寡懸隔。此銀差立不均也。力差中、如州縣總・解戸・斗(級)・庫(子)・船頭等役、所費十倍、極重。民壯・巡欄等役、費二倍、稍輕。今以田力富饒之家反得輕役、而瘠薄中人^①之產反得重差。此力差之不均也。甚者奸猾之輩、輪甲將到而預跳別甲、以規避。技靠托勢、力差既避、并銀差得以槩免。富有日強、貧者日累、何以均徭爲哉。

巡撫林潤がいうには、均徭を十段法によって丁・田に齊一に科派しようとしても、優免戸の多少で人戸の編銀に差が出、加えて、力差にしても、銀差にしても、種々の不正、なかんずく郷紳等の優免戸に投靠して重役を忌避し、銀差も免れるといった問題が残った。その対策として、林潤は、合無行府帛取各縣十段丁田、逐一查理、裏多益寡、務得其平。除已應役外、其未輪年分、各候該年即有過割、不得聽從規避。一年止編一段、即有別故、不得擅提不甲。應優免者、照近例填發、不得徇勢豪增減。應銀力者、照田力編查、不得任里役輕重。寄庄人戸、不許市恩冒免。本處官戸、毋得分門重疊。上戸不得□□銀差、下戸不得混編重役。

といい、まず十段冊の台帳での田土記載は該年里長が名義移動の過割を厳にして忌避をなくし、一年に一段に編役して、別故があっても、里の移動混乱を防ぐ。優免戸は優免規定(嘉靖二十四年の則例)に因つて、増減をなくし、銀差力差に應ずる者は田力に照して編査して、里役の輕重をなくし、寄庄人戸は勝手な市恩冒免を許さず、本處の官戸は濫免子戸を許さないという。しかし、右のような規制がどれほど効果を持ったか、十段法段階では、里甲正役中の里甲銀相当以外のいわゆる郷村支配に關係する里役の部分が未だ銀納化されないという限界があり、その改革は次の均田均役法段階にもちこされた^②と考えるべきであろう。

(未完)

註

(1) かかる理解は、小山正明「賦・役制度の变革」(岩波講座「世界歴史」12、一九七二)が紹介した梁方仲「一条鞭法」(『中国近代經濟史研究集刊』四卷一期、一九三六)に基づく。

(2) 藤井宏「一条鞭法の一側面」(『和田博士還曆記念東洋史論叢』一九五一)・「創行期の一条鞭法」(『北海道大学文学部紀要』九、一九六二)等参照。

(3) 川勝守「中国封建国家の支配構造」(東京大学出版

会 一九八〇)第六章、第七章参照。

(4) 小山正明「明代の十段法について」(一)『近代アジアの法と社会』仁井田陞博士追悼論文集第一巻、勁草書房、一九六七・(二)『千葉大学文学部文化科学紀要』

一〇輯、一九六八)。なお、小山氏が一条鞭法あたりを境として、国家の支配の対象が「戸から田土へ」転換したという考え方は、一九六一年の座談会「中国の近代化」(『世界の歴史』11、筑摩書房)に示されている。

(5) 小山正明 前稿「明代の十段法について」

(6) 濱島敦俊「明末浙江の嘉湖兩府における均田均役法」

(『東洋文化研究所紀要』五二冊、一九七〇)ほか。

(7) 川勝守「明末、江南五府における均田均役法」(『史学雑誌』八五編六号、一九七六)ほか。

(8) 前註(3)に同じ。

(9) 唐鶴徴等はまた、万曆四十六年(一六一八)に常州府志を重修しているが、その記事で武進県に関するものは、万曆武進県志の引き写しか、要略文である。従来、日本には府志のみが伝来し、これによって研究が進められてきたが、県志の利用が可能となった現在は、より詳細な県志記事の検討が必要である。

(10) 以上については、森正夫「十五世紀前半蘇州府における徭役労働制の改革」(『名古屋大学文学部研究論集』

四一、一九六六)も参照。

(11) 森正夫「十六世紀太湖周辺地帯における官田制度の改革(上・下)」(『東洋史研究』二二巻四号・二二巻一号、一九六三)参照。

(12) 巡撫羅某が誰で、何という名か不詳。なお、万曆武進県志「卷三錢穀一、里徭」(優免)の記事によれば、「正徳十六年巡撫都御史羅」とあって、正徳十六年—嘉靖元年に応天等処南直巡撫に羅姓がいたことは確かであるが、吳廷燮撰「明督撫年表」(『二十五史補編』第六冊)には見当たらない。

(13) 里甲銀は里甲正役中の上供物料や公費などの負担の銀納化したものである。岩見宏「明代地方財政の一考察—広東の均平銀について—」(『研究』三号、一九五三)は広東における里甲銀成立を論じ、栗林宣夫「里甲銀に関する考察」(『中国の社会と宗教』東洋史学論集二、一九五四)は里甲銀を一般的に考察し、山根幸夫「丁料と綱銀—福建における里甲の均平化—」(『和田博士古稀記念東洋史論叢』一九六一)は福建における里甲銀成立を検討した。なお、同山根氏「明代徭役制度の展開」(東京女子大学学会、一九六六)第二章第二節、同書一二九頁以下参照。

(14) この十段法についての史料は、ほぼ同内容(若干田

南直隸常州府武進県の一条鞭法(一)

土額数字に相違がある)のものが、万曆『常州府志』、『天下郡国利病書』などに転載されている。山根幸夫、前掲書一二四頁以下、小山正明、前掲「明代の十段法について」(一)などに引用、検討されている。

(15) 折畝制については、川勝守、前掲『中国封建国家の支配構造』二五三・二五四頁等参照。

(16) 丁田准折については、川勝前掲書四四二頁以下参照。

(17) 万曆『武進県志』の当該記事の個所には乱丁があり、里徭七八A Bが額賦の中に入っている。

(18) 小山正明、前掲「明代の十段法について」参照。